

項目	対象となる方など	内容	担当窓口	
転居届(住民異動届)に関すること				
住民登録 〔大阪市内の 他区から〕	大阪市内の 他区から 住吉区に 転入される方	<u>免許証等(本人確認用)</u> をご持参ください。	1階 14番	住民情報課 (登録) (06) 6694-9963
印鑑登録・マイナンバーカード等に関すること				
印鑑登録	印鑑登録を される方	大阪市内で登録した印鑑登録証は、引き続きご使用いただけます。	1階 14番	住民情報課 (登録) (06) 6694-9963
在留 カード等	外国籍を お持ちの 住民の方	新住所を記載します。 お持ちの在留カード等をご持参ください。		
住民 基本台帳 カード	顔写真付き カードを お持ちの方	有効期限まで利用可能ですので、新住所を記載し 継続利用処理を行います。お持ちの <u>カード</u> をご持参 ください。	1階 15番	
	顔写真なしの カードを お持ちの方	有効期限まで利用可能ですので、継続利用処理を 行います。お持ちの <u>カード</u> をご持参ください。		
	なお、電子証明書の発行・更新を希望される場合は、住民基本台 帳カードからマイナンバーカードへの切替が必要です。 また、住民基本台帳カードでコンビニ交付サービスに必要な利用登 録は、令和元年12月27日をもって終了しました。			
マイナンバー (個人番号) カード	マイナンバー (個人番号) カードを お持ちの方	新住所を記載し、公的個人認証サービスの継続利 用手続きを行います。 お持ちの <u>マイナンバー(個人番号)カード</u> をご持参く ださい。	1階 15番	住民情報課 (登録) (06) 6694-9965
	公的個人 認証サービス ご利用の方	住所変更を行うと署名用電子証明は失効します。 あらたに公的個人認証サービス(コンビニ交付等)を 利用するためには、マイナンバー(個人番号)カード に搭載される「電子証明書」が必要です。 お持ちの <u>マイナンバー(個人番号)カード</u> をご持参く ださい。		